

兵庫県開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第78条第8項の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第78条第1項に定める事項のほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第5条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の指定又は変更に関すること。
- (2) 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項又は第9項の規定による集落の認定又は認定の変更に関すること。
- (3) 条例第8条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による特別指定区域の指定又は変更に関すること。
- (4) 特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可に関すること。
- (5) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関すること。
- (6) 宅地造成等規制法第20条第1項又は第2項の規定による造成宅地防災区域の指定又は解除に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規制又は宅地に関する災害の防止についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第5条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。）及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において兵庫県開発審査会の委員又は特別委員である者の任期は、兵庫県開発審査会条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 次の表の左欄に掲げる機関(以下「旧審議会」という。)がした建議その他の行為又は旧審議会に対して行っている諮問その他の行為については、施行日以後においては、同表の右欄に掲げる機関(以下「新審議会等」という。)がした建議その他の行為又は新審議会等に対して行っている諮問その他の行為とみなす。

宅地保全審議会	兵庫県開発審査会
---------	----------